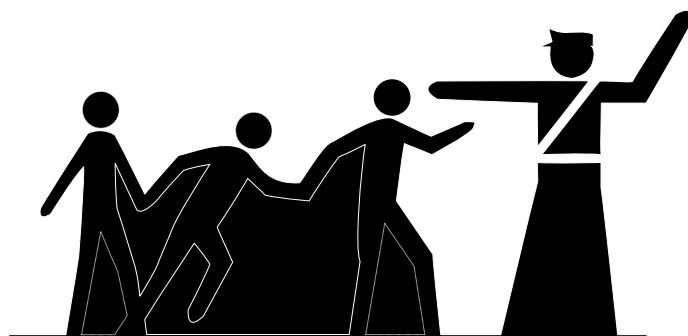


6年間保存

子どもたちの安全を願って

いざというときどうするか



横浜市立桜岡小学校

保護者の皆様へ

校長 高島 典子

東日本大震災を契機に、「いざというときどうするか」の内容について見直し、改めました。

学校でも子どもたちの発達段階に応じて、指導してまいります。保護者の皆様におかれましても、この冊子を参考にいただき、ご家庭でお子さんと共に話し合っていただきたいと思えます。また、子どもたち一人ひとりが、「自分の身は自分で守る」という自律の精神を共に育てていきましょう。

目次

- 1 大規模地震発生、警戒宣言が発令されたら
- 2 暴風（雨）・大雪警報が発令されたら
- 3 登下校時刻の変更や留め置き・引き取りなどを行う場合
(メール配信・短縮版連絡網の使用について)
- 4 携帯電話をもたせたら
- 5 子どもを守るためのポイント
 - ・誘拐から子どもを守る
 - ・虐待から子どもを守る
- 6 いざというとき あなたは・・・
 - ・学校に不審な人が入ってきたとき
 - ・知らない人につきまとわれたとき
 - ・車にのった人から声をかけられたとき
 - ・エレベーターにのるとき
 - ・知らない人からの電話には
- 7 参考・資料

本冊子を紛失された場合は、桜岡小学校ホームページに掲載してあるものを、ご家庭で印刷していただくことができます。

1 大規模地震発生、警戒宣言が発令されたら

(警戒宣言はテレビやラジオ、広報車などで伝えられます。)

学校からは、メール配信か短縮版連絡網でご自宅に連絡します。



登校前に発令 自宅で待機	登校中に発令 登校するか自宅に戻る	登校後に発令 学校留め置き
<p>★学校からは連絡は行いません。自宅で待機してください。</p> <p>★学校再開については警戒宣言が解除された後、状況を確認してから連絡します。</p>	<p>★学校の近くを歩いている時は学校に登校します。</p> <p>★自宅の近く歩いている時は自宅に戻ります。</p> <p>★登校した児童は学校に留め置きます。 <u>保護者または引き取り者名簿に記載されている方は学校に迎えに来てください。電話連絡は行いません。</u></p>	<p>★児童を学校に留め置きます。 <u>保護者または引き取り者名簿に記載されている方は学校に迎えに来てください。</u></p> <p>★回線不能が予想されるため、自宅や勤務先からすぐに学校に迎えに来てください。</p> <p>★引き取りは各教室で行います。</p>

※登校後に大規模地震が発生し、学校敷地内での児童の安全確保が困難な場合は、広域避難場所へ二次避難します。() そこで保護者の皆様の引き取りを待ちます。

○また、万が一、津波が襲来した場合は、校舎、3、4階に避難し、襲来のおさまった後、引き取りをお待ちします。

※地震、噴火などの災害の発生により、電話通信が増加して、つながりにくい状況になった場合には、災害伝言ダイヤル(171)提供が開始されるということです。

平常時に利用方法を確認しておくといよいでしょう。また、「いざというときのダイヤル」として、特定の方(ご家族の代表や親戚、知人など)を連絡窓口としてその方に安否を伝えていただくなど、ご家庭で日頃から話し合っておくといよいでしょう。

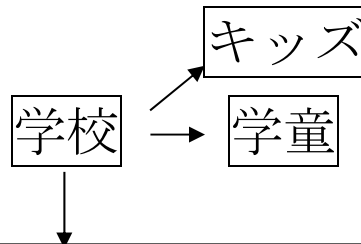
2 暴風（雨）・大雪警報が発令されたら

登校前に発令の場合

7時の時点で発令されている場合は休校

学校からは連絡しません。ご家庭でテレビ・ラジオの気象情報にて確認してください。

登校後に発令の場合



保護者連絡先

（メール配信か短縮版学年連絡網で連絡します）

《連絡内容》

『市内に暴風・暴風雨・大雪警報が発令されました。』

（通常） 『授業時間の繰り上げを行い□時□分より下校します。』

（または） 『児童を学校に留め置きますので、保護者または引き取り者名簿に記載されている方は、お子さんを学校に引き取りにきてください。』

※安全を考慮して、状況によって対応を変える場合があります。

※学童に通っている場合は、学童の担当者に迎えに来ていただきます。

《注意事項》

1. 午前7時の段階で休校になった場合は、その後天候が回復しても、その日は休校となります。
2. 暴風雨警報等が発令されていなくても、登校時に危険を感じた場合は、各ご家庭で確認の上、登校の判断をしてください。その場合、遅刻・欠席の連絡を確実に学校までお願いします。安全のため、一人で登校することがないように、ご配慮ください。

3 登下校時刻の変更や留め置き・引き取りなどを行う場合 (メール配信・短縮版連絡網の使用について)

登校後、次のような場合は、お子さんの安全を守るために緊急避難の手段として、下校時刻の変更や、留め置き・引取りなどを行う場合があります。ただし、留め置き・引取りなどの実施については、実際の状況によって変更する場合がありますのでご了承ください。

登校・下校時刻の変更を行う場合→**メール配信か短縮版連絡網で連絡します**

1. 登校後(在校時)に暴風・大雪警報が発令されたが、まだ風や雪が激しくない場合。
(教職員が下校時にポイント立ちをします)
2. 暴風・大雪警報以外の警報(大雨警報・洪水警報)が発令され、危険な状況になることが予想される場合。
登校時に危険を感じた場合は、各家庭で安全確認をし、登校の判断をしてください。その場合は遅刻・欠席の連絡を確実にお願いします。また、一人で登校することがないように、ご注意ください。この理由で登校させなかった場合は、遅刻や欠席の扱いとはなりません。
3. 下校時の雷雨などの天候の急変。(登校時はご家庭でご判断ください)
雷雨が激しい場合は児童を学校に一時留め置き、天候の回復を待って下校させます。
4. 集団風邪による欠席者の増加。この場合は当該の学級(学年)に文書でもお知らせします。
5. 突発的な学校事情で下校時刻を変更した場合。
6. 登校前に児童の安全を脅かす事件や事故が発生し、危機的な状況が継続している場合は、メール配信か短縮版連絡網で対応について連絡をします。

留め置き・引き取りなどを行う場合→**メール配信か短縮版連絡網で連絡します**

1. 登校後(在校時)に暴風警報・大雪警報が発令された場合。
(通常は繰り上げ対応のみです。天候の状況によっては児童を留め置く場合があります。)
2. 校内で児童の安全を脅かす事件・事故等が発生した場合(状況により一次避難をします)
3. 区内(近隣)で児童の安全を脅かす事件・事故等が発生した場合
(時間帯によっては、方面別や登校班のグループで下校する場合があります。)
4. 極めて近隣で安全を脅かす事件・事故等が発生し、危機的な状況が継続している場合は、児童を学校に留め置き、保護者の皆様の引き取りを待ちます。
5. グループ下校(状況によっては全体集団下校)を行う場合は教職員が付き添います。

登下校時刻の変更や学校留め置き、集団下校やグループでの下校などについては、天候や事件・事故などの状況により、児童の安全を最優先させ、関連機関と連携を図りながら判断します。そのため、設定した方法と異なる場合がありますので、ご了承ください。

4 携帯電話をもたせたら

情報化社会の中で、小・中学生の携帯電話利用では、ケータイ依存・ネットいじめ・犯罪加害などの問題が生じています。このような状況を受けて、携帯電話の学校内への持ち込みを原則禁止するルールを定める方向で、取組を進めているところです。

子どもに携帯電話をもたせているご家庭は、以下のことを厳守してください。

学校で守るべきこと

- 1 児童は携帯電話を学校に持ち込ませないこと。
- 2 児童の安全に関わることなど、児童に携帯電話を持たせざるを得ない場合は、事前に学校長の了解を得ること。
- 3 2により、携帯電話を学校へ持ってくる場合は、下記のルールを守ること。
 - ①登校後はランドセルの中にしまい、出しません。
 - ②登下校中は、どうしても必要な連絡以外では携帯電話は使用しません。
 - ③紛失・損傷等については、保護者の責任において対処します。

家庭で責任をもつこと

- 1 家庭の判断と責任で携帯電話を持たせる場合は、児童の発達段階に応じて、通話機能のみとし、Eメールを含むインターネット利用をさせないか、家庭で厳格なルール（サイトへのアクセスやメール利用について）を設けて利用させること。
- 2 インターネットを利用する場合、児童の使用する携帯電話には、フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）を必ず利用すること。
- 3 保護者は児童の携帯電話の利用状況（友人等との連絡がどのようにされているか、どのようなサイトへのアクセスをしているかなど）を把握すること。
- 4 児童が携帯電話を利用したために問題が生じた場合には、すぐに学校に報告し、対応の仕方を相談すること。

それぞれのご家庭で適切な対応ができるように、工夫した取り組みをお願いいたします。

5 こどもを守るためのポイント

1 誘拐から子どもを守る

1. いやな事は「いやだ」ときっぱり断ったり、「助けてえ」と大声を出して助けを求めたりすることは簡単にできそうですが、実際の場合では、なかなかできないとされています。日頃からしっかりお話しくださるとともに、しぐさを交えて実際にやってみてください。
2. 自分や親の名前、家の電話番号や住所を、知らない人には教えないように日頃から話し合っておきましょう。
3. 知らない人から、物を上げると言われたときにはどうしたらよいか、また、たとえ知っている人でも、物をもらうために家の人に黙ってついて行ってはいけないことを注意しておきましょう。
4. 誰に助けを求めたらよいのか、どこに逃げ込んだらよいのか。日頃から考えさせておくことが大切です。
5. いやな事、怖い事があったときには、必ず家の人や学校の先生に話をすることをしっかり話してください。

2 虐待から子どもを守る

○虐待とは

1. 身体的虐待

身体に傷を負わせたり、生命に危険のあるような行為をすることです。殴る、蹴る、たばこの火を押しつける、冬の戸外に閉め出すなどです。後遺症を残したり、死に至ることもあります。

2. 性的虐待

子どもへの性的暴行等、異性への極端な嫌悪感を植え付け、心身に大きな傷を残すもの。

3. 心理的虐待

ひどい言葉で傷つけたり、極端に無視したりすることによって、心理的に傷を負わせる行為です。ひどい場合には、『強いおびえ』『うつ状態』『無感動』『強い攻撃性』などの精神状態があらわれます。

○こんなときは、虐待が疑われます

1. 子どもを叩く音や泣き声、叫び声が聞こえる。
2. 身体に不自然な傷（打撲・火傷など）が多い。
3. 衣服や身体が極端に汚れている。
4. 親が子どもを置いて外出していることが多い。
5. 子どもが夜遅くまで外で遊んでいたり、徘徊したりしている。

○虐待が疑われたら

1. まずは児童相談所に連絡しましょう。
2. 実際に虐待かどうかは、児童相談所が判断します。
3. 連絡についての秘密は守られます。

横浜市南部児童相談所

831-4735

よこはま子ども虐待ホットライン 0120-805-240

6・・・いざというとき あなたは・・・

(1) 学校に不審な人が入ってきたとき

こうしよう

- 1 すぐに先生や近くにいる人に知らせる。
- 2 周りに先生や大人がいないときには、いるところまで行って知らせる。
- 3 追いかけてきたら走ってにげて、大声で助けを呼ぶ。
- 4 抱きつかれそうになったり、おそわれそうになったら、大声で周りの人に助けを求めろ。
- 5 友だちがおそわれそうになったら、大声を出したり非常ベルのボタンを押したりして、先生や大人に知らせる。

家庭では日ごろから

1. 大声の出し方

- 「キャー」や『ワー』では遊んでいると思われてしまいます。
- 大きな声で、「助けてえ」とさけんで助けを求めましょう。
- 低い声で『ウォー』とさけぶのも効果があります。

2. 不審者に会ったときの対処の仕方『いかのおすし』。

- ついていかない
- 車にのらない
- おお声を出す
- すぐにげる
- 大人にしらせる

(2) 知らない人につきまとわれたとき

こうしよう

- 1 物をくれるといっても、ぜったいについていかない。
- 2 いつまでもついてくるときには、近くの人やお店の人、などに助けを求めろ。
- 3 近くの電話や携帯電話から「110番」する。
(110番は、10円やテレホンカードはいりません。)
- 4 帰ったらすぐに家の人に話す。
- 5 できるだけ一人で行動せず、人通りの多い道を歩く。

家庭では日頃から

1. 保護者自らが、人通りの少ない道はつとめて歩かないようにすることが大切です。
2. 帰宅時刻を決めて、守らせるようにしてください。
3. テレビゲームソフトなどを見せながら、子どもの関心を引き誘い出す手口があるようです。しっかり話し合ってください。
4. どんな物でも、ただでくれるとか買ってあげると言われても、もらってはいけない、ついて行ってはいけないことをしっかり話し合ってください。
5. 『こども110番の家』や近くのお店に助けを求めろことを、日頃から話しておいてください。

(3) 車にのった人から声をかけられたとき

こうしよう

- 1 知らない人の車には、絶対のらない、近づかない。
- 2 道を聞かれてもその場で教え、車にのったりしない。
- 3 「家まで送って行ってあげる」といわれても、絶対のらない。
- 4 体をつかまれたり、無理やり連れ去られそうになったら、大声で助けをもとめ、近くの家や店に逃げ込む。
- 5 友達が知らない人の車にのろうとしたら、引き止める。

家庭では日頃から

1. 知らない人の車にのったり、不用意に近づかないように日ごろからお話してください。
2. いやなことは、「いやだ」「やめて」とはっきり言うことの大切さを、日頃から話し合っておきましょう。
3. たとえ知っている人でも、やたらに車にはのらないようにとお話することも大切です。
4. 車から声をかけられるようなことがあったら、必ず家の人に話をさせるようにしてください。
5. 一人でなく、必ず友だちといっしょに登下校するようにしてください。
6. 体をつかまれたり、無理やり連れ去られそうになったら、大声で助けを求め、『こども110番の家』や近くのお店ににげこむようお話してください。

(4) エレベーターにのるとき

こうしよう

- 1 エレベーターには、なるべく一人ではのらない。
- 2 知らない人がいるときにはのらずに、管理人さんや知り合いの人とのるようにする。
- 3 エレベーターにのるときには、各階ボタンや非常ボタンを押せる場所にのる。
- 4 知らない人がのってきて、変だな、いやだなと思うことがあったら、次の階ですぐおりる。
- 5 エレベーターをおりるとき、知らない人がついてこないかたしかめる。
- 6 体をさわられたりしたときには、非常ボタンやすべてのボタンを押して、大声を出して助けを求める。

家庭では日ごろから

1. エレベーター内の危険性について、日ごろから十分に注意しておきましょう。
2. できるだけ一人でのらず、知っている人とのるよう日ごろから話しておきましょう。
3. 非常ボタンの位置と使い方を教えておくことも大切です。

(5) 知らない人からの電話には

こうしよう

- 1 名前や住所を聞かれても、絶対に言わない。
- 2 友達の名前・住所・電話番号などを絶対に教えない。
- 3 友達の名前・住所・電話番号を聞かれたら、「家の人と代わります」「分かりません」「学校に聞いてください」などと答えて家の人に代わるか電話を切る。
- 4 電話の内容がいやだと思ったら、電話をすぐに切る。また、すぐ後にかかってきた電話には出ない。
- 5 不審な電話があったときには、必ず家の人に話す。

家庭では日ごろから

1. 電話番号の聞き出しの電話には、一方的に電話を切るように、日頃からお話してください。
2. 『名簿』などは、家の人管理するようお願い致します。
3. 電話による性的被害も報告されています。いやだと思ったらすぐに電話を切るよう、日頃からお話してください。
4. こんな例があります。
 - クラスの親を名乗り、『子どもが帰宅しない。友だちの電話番号を教えてほしい』と聞き出す。
 - 市の職員、保健所、警察などを名乗り、クラス全員の電話番号を聞き出そうとする。
 - 『卒業アルバムの印刷を間違えた』など、手口も巧妙化しています。

※オレオレ詐欺が増えていますので、必ず名前を名乗るようにするなどの約束を決めておいてください。

7 【参考】

こども 110 番の家

港南防犯協会 港南警察署

子どもの安全を守る街

P T A 青少年指導員協会 町内会 自治会

港南区・南区内には、通学路に「こども 110 番の家」「子どもの安全を守る街」のステッカー等が貼ってあるお店やお宅があります。これは、P T A や警察の呼びかけにより開設された、子どもが危険を感じたときに助けを求めるための「緊急避難場所」です。

子どもと一緒に、どこに「こども 110 番の家」「子どもの安全を守る街」があるか確認し、いざというときどうするとよいかを話し合っておきましょう。

「こども 110 番の家」「子どもの安全を守る街」の対応

★子どもが助けを求めたときには

- 1 「どうしたの」と理由をきく。
- 2 けがなどがないか確認する。
- 3 学校または警察へ連絡する。

「こちらは「こども 110 番の家」「子どもの安全を守る街」の〇〇です。〇年生の〇〇さんを保護しています。」

※「こども 110 番の家」「子どもの安全を守る街」にご協力をいただいているご家庭・商店の皆様には心よりお礼申し上げます。地域の子どもたちを犯罪から守るために、今後ともよろしく願います。

【資料 1】

相談機関

少年に関わる総合的な相談

暴力、恐喝、交友関係などの悩みから性被害に関する相談まで

☆神奈川県警ユーステレホンコーナー ☎641-0045

月～金 8:30～17:00 (休日) 土日祝日

☆港南警察署少年係 ☎842-0110 (内線) 256-266

家庭内の問題や虐待に関する相談

☆横浜市中央児童相談所 ☎331-5471

月～金 8:45～17:15 (休日) 土日祝日

☆横浜市南部児童相談所 ☎831-4735

月～金 8:45～17:15 (休日) 土日祝日

☆よこはま子ども虐待ホットライン ☎0120-805-240

24時間対応

子どものさまざまな悩みについての相談

☆横浜市青少年相談センター ☎260-6615

月～金 8:45～17:15 (休日) 土日祝日

24時間対応

☆横浜市教育総合相談センター ☎671-3726

月～金 9:00～17:00 (幼児) 671-3796

☆横浜市特別支援教育総合センター ☎336-6020

火～金 9:30～12:00 13:00～15:00

☆港南区子ども・家庭支援相談 ☎847-8439

月～金 8:45～17:15 (休日) 土日祝日

心身の問題など青少年の悩みについての電話相談

☆横浜市電話児童相談 ☎246-4152

月～金 9:00～17:30 (休日) 日祝日

土 9:00～16:30

☆いじめ110番 ☎0120-671-388

月～金 9:00～21:00

☆よこはまチャイルドライン ☎0120-433-339

毎週月・木曜日 16:00～21:00

☆横浜いのちの電話 ☎335-4343

24時間受付

人権に関する相談

☆子ども人権ホットライン ☎0466-84-1616

9:00～20:00 (休日) 年末年始

性被害、性暴力に関する相談機関

☆神奈川県立女性相談所 ☎313-2800

月～金 9:00～17:00 (休日) 土日祝日

☆神奈川県警性犯罪被害110番 ☎681-0110

月～金 8:30～17:15 (休日) 土日祝日

桜岡小学校の電話番号

☎ 8 4 2 - 2 7 8 2

☎ 8 4 2 - 2 7 8 3